

物件調査 担当課リスト

名称	概要	備考
開発指導課(西庁舎2階) TEL0463-83-5123		
都市計画法 第29条	市街化区域、市街化調整区域 (ただし1ha以上の土地利用は協議が必要)	
都市計画法 第37条	開発許可を受けた開発区域内の建築制限	
都市計画法 第41条	市街化調整区域の許可に基づく建ぺい率、高さ、 壁面の位置の制限	
都市計画法 第42条	開発許可を受けた開発区域内の予定建築物以外 の建築制限	
都市計画法 第43条	市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以 外の区域内の建築制限	
秦野市まちづくり条例 (平成12年 7月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可を必要とする行為 ・建築確認申請や工作物確認申請を必要とする行為 ・土地や建築物の利用目的を変更する行為、環境創出行為は、その規模や内容により次のように区分され、それぞれの手続きが異なる (主な適用範囲) 1. 特定環境創出行為 <ul style="list-style-type: none"> ・計画戸数100戸以上又は延べ面積5,000平方メートル以上の建築物 ・区域面積が10,000平方メートル以上(調整区域は3,000平方メートル以上) 2. 環境創出行為(通常) <ul style="list-style-type: none"> ・区域面積が500平方メートル以上 ・計画戸数10戸以上の集合住宅等 ・中高層建築物 3. 小規模環境創出行為 <ul style="list-style-type: none"> ・区域面積が500平方メートル未満 (都市計画法第29条許可要は除く) 	最低敷地面積の制限 (建築協定区域、地区計画区域については、別に定めている場合があります。)
景観法	景観法第16条に基づく届出	
秦野市景観まちづくり条例	景観計画区域における生活美観創出協議	

まちづくり計画課(西庁舎2階)TEL0463-82-9643		
都市計画法 第8条	用途地域	秦野市は全域が都市計 画区域になります。
都市計画法 第53条	都市計画施設の区域又は、市街地開発事業の施 行区域内の建築制限等及び許可 都市計画道路の計画決定及び許可	
都市整備課(西庁舎2階)TEL0463-82-5241		
土地区画整理法 第76条	土地区画整理事業区域内における許可	
建築指導課(西庁舎2階)TEL0463-83-0883		
建築基準法 第42条第1項第5号	位置指定道路の図面の閲覧、指定及び変更の申 請	
建築基準法 第73条	建築協定書の閲覧	
建築基準法 第43条	道路に接しない敷地に係る建築許可	
高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関す る法律(バリアフリー法)	一定規模以上の建築物に係るバリアフリー 対応 協議・認定等	
神奈川県みんなのバリア フリー街づくり条例	一定規模以上の建築物に係るバリアフリー対応協 議	
建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律(建 設リサイクル法)	一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解 体計画等の届出	
建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)	一定規模以上の建築物に係る省エネルギー措置 の届出、認定申請又は適合性判定	
地区計画の区域	地区計画区域内における建築物の建築・工作物 の設置に係る計画の届出	
秦野市屋外広告物条例	屋外広告物の許可(広告塔、看板等)	

建設総務課(東庁舎2階)TEL0463-82-9635		
建築基準法 第42条第1項第1号	市道の境界(道路台帳)査定図の閲覧 (未整備のものもあります。)	
道路整備課(東庁舎1階)TEL0463-82-9636		
建築基準法 第42条第2項 まちづくり条例	2項道路による後退の手続き	
生涯学習課 文化財・市史担当(はだの歴史博物館)TEL0463-87-9581		
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地の確認	
湘南地域県政総合センター(平塚合同庁舎)TEL0463-22-2711		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の切土、盛土又は掘削等の行為の安全性に対する許可	
河川法	河川保全区域内での建築行為	